

高槻市におけるエアコン室外機からの 騒音・低周波音による 健康被害原因裁定申請事件について

福岡高等裁判所第4民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官）

やざき ゆたか
矢崎 豊

1. はじめに

私は、裁判所からの出向で、平成23年4月から平成26年3月までの3年間、公調委の事務局審査官をしていました。現在もそうだと思いますが、当時、公調委の受理する事件は、いわゆる相隣関係、近隣紛争型の事件がかなりの割合を占めていました。もし、私が公調委に出向する前に、「隣の共同住宅の室外機の音（低周波）がうるさくて眠れない。」という民事訴訟（損害賠償請求訴訟や差止訴訟）を担当していたら、「ちょっと神経質な方かな。」「思い込みかも。」などという印象を持ちつつ、裁判例を調べたりして、「原告の主張する騒音が社会生活上の受忍限度を超えるものと認めるに足りる証拠はない。」という結論を出していたかもしれません。ですが、音の聞こえ方には個人差があり、多くの人が気にしない大きさ・性質の音でも不快を感じる人はいて、毎日その不快な音に晒されるストレスはかなり大きいものがある、ということを実感しました。

今回紹介する事案は、そのことを実感した事例の1つであり、公調委としてどのように問題解決に寄与できるかを考えさせられた事案でもありました。また、この事案は、大阪府公害審査会に調停が申し立てられた後、公調委に原

因裁定の申し立てがあり、その間調停手続は中断となり、原因裁定後にその内容を踏まえて調停が再開されたという経過で進んだことから、地方の公害審査会と国の公調委の手続的連携が図られたという意味で、意義のある事案だったと思います。

事件の処理経過	
H23.6	申請受付
10	事務局による現地調査
11	専門委員を選任 （騒音・振動・低周波音）
12	専門委員及び事務局による現地調査
H24.3	第1回審問期日（大阪市）
H25.2	現地測定調査
12	第2回審問期日（京都市、審問終結）
H26.1	裁定

2. 専門的知見の活用と現地の状況把握

公調委の特色の1つに、委員会を構成する委員自身が専門的知見を有しているということが挙げられます。例えば、この事案を担当された委員（当時）は、元芝浦工業大学工学部教授で騒音の専門家である柴山英雄委員、弁護士の杉野翔子委員、医師資格を持つ吉村英子委員であり、騒音工学、医学、法律のそれぞれの観点からアプローチが必要なこの事案にうってつけの陣容でした。ちなみに、柴山委員は、私が

審査官になった後に委員に就任された方で、事件の進行等で相談に行くと、「音」についてとても楽しそうに解説してくれました。その中でも、音は大きさ（デシベル）だけではなく、周波数（ヘルツ）を見なければ個性を把握できないという話や、同じ部屋の中でも場所によって音の聞こえ方が違うといった話は、その後の仕事にとっても役に立ちました。

また、公調委のもう1つの特色として、現場重視の考え方があります。多くの事案で、事件受理後、早い段階で「とりあえず現場を見てみましょう。」という雰囲気があり、事務局職員で現場に行き、申請人から直接話を聞いて、解決の方向性を探るといった手法を採っていました。この方法の良いところは、本人申請が多く、必ずしも申請書や添付資料の内容が充実しているとはいえない公調委の事件について、事案の概要を手っ取り早く的確に把握できるということと、職員が現場を見に来てくれたということで、申請人から信頼され、その後の疎通がしやすくなるという利点もありました。

本件についても、担当する委員と審査官等が指定された後、事件処理の方針について協議し、まずは、事務局職員のみで現地調査を行っています。これによって、現地の状況（申請人宅と共同住宅の位置関係や、室外機の設置状況、申請人宅内の間取りや様子、付近の環境など）を概ね把握することができたのですが、個人的には、思っていたよりも申請人宅と共同住宅の間隔が短く、その間に音を遮断する物がないこと、全ての部屋（12室）の室外機が申請人宅に向けて設置されており、視覚的にも良くないという印象を受けたことから、やはり現場を見て良かったと思いました。こうした現地調査の結果を担当委員に報告し、その後の進行を検討したところ、やはり室外機からどの程度の音（大きさ・

周波数）が出ていて、それが申請人宅内部まで届いているか、申請人が不快を感じる音がその室外機の音なのかを把握しなければならないということで、騒音測定を実施することになりました。

ここで更に公調委の特色として挙げられるのは、専門委員制度と職権による委託調査の実施です。公調委が取り扱う公害事件の理解と解決には高度な専門的知見が必要となりますが、委員や審査官の個々の専門的知見のみでは全ての事案に対応することができないため、各分野の専門家を専門委員として委嘱しています。さらに、各種の調査（騒音測定、地盤調査、水質調査等）は、専門業者に委託して実施することで、専門性の高い調査結果を効率的に取得することができます（当然予算は必要ですが。）。

本件については、専門委員として、財団法人小林理学研究所の落合博明氏を選任し、本件の解決に資する調査方法がどのようなものかという調査仕様の策定と、業者による測定結果の分析を依頼しました。そのため、落合先生と事務局職員とで、2度目の現地調査を行い、測定の具体的方法等を検討しています。騒音測定を行う上で問題になったのは、被申請人は共同住宅の所有者である不動産会社なのですが、個々の空調設備は各部屋の居住者（賃借人）が稼働させているという点でした。つまり、騒音を発生させている主体は、事件の当事者ではないため、本件のような申請があること自体を知らず、室外機の騒音測定が実施されることも当然知らない状況にあり、それを知らせずに騒音測定を実施することは、例えば外部の室外機の稼働音であっても、プライバシーの問題がある（機械的に室内の音を録音・測定してしまう可能性もありました。）一方で、測定実施を知らせてしまうと、トラブルを回避するために測定時に空調

の稼働を控えるなどの行動に出て、被害の実態を把握できないおそれがありました。この点は、各委員の意見も伺い、方法としては、被申請人である不動産会社を通じて、各部屋に通知文書を投函してもらうことにして、後のトラブルが生じないように配慮しました。

また、小さな音や低周波音について調査を実施する場合、問題となる設備（本件では室外機）からどのような音（大きさと周波数）が出ているのか、それが申請人のところに届いているのかを測定するとともに、体感調査（申請人に分からないように設備のオン・オフの操作を繰り返し行いながら、申請人から不快な音の有無を聞き取ることによって、申請人に聞こえる不快な音が稼働音の発生・停止と整合しているかを確認する調査）というものを実施するのですが、本件の場合、共同住宅のすべての部屋のエアコンを任意に操作することはできないので、体感調査をどのように実施するかが問題になりました。結局、オン・オフをこちらで操れないため、各居住者が普段どおり使用しているという前提で、測定中、室外機の稼働を確認できた部屋を調査員がチェックしておいて、後で申請人の不快の有無・程度と照合するという方法で妥協せざるを得ませんでした。

そして、実際の騒音測定は、夜間、委託業者によって行ったのですが、落合先生と事務局職員も交替で立ち会いました（そのため、2日間にわたる調査となりました。非常に寒い時期だったと記憶しています。）。測定の方法と詳しい結果は、裁定書に記載されていますので、興味があればお読みください。

3. 問題解決の在り方

測定の結果、人が気になるような低周波音は室外機から発生しておらず、申請人の体感との

関係でも、不快を感じていたのは通常騒音であることが判明しました。また、騒音の大きさとしては、環境基準を大幅に超過するようなものではなかったので、仮に、公調委の責任裁定や民事訴訟であれば、受忍限度の範囲内で損害賠償責任は否定される可能性が高いと考えられました。しかし、冒頭に説明したとおり、本件は、大阪府公害審査会の調停手続中に原因裁定として申請されたもので、公調委として、公害審査会における紛争解決に寄与できるような解決の指針を示すことができないかと考えていました。

まずは、室外機の稼働音と申請人の健康被害（不眠や難聴の訴えがありました。）との間に因果関係があるのかどうかを判断する必要がありますが、稼働音の中の特徴的な周波数帯と音の大きさ、体感調査の結果から、曖昧な部分は残るものの、申請人が不快を感じる音は概ね稼働音と整合しているだろうとの心証が得られました。もっとも、個人的には、受忍限度の範囲内という考えがあったので、原因裁定としても棄却（因果関係を否定する）方向ではないかという認識を持っていました。しかし、委員の方から（だったと思いますが）、受忍限度の観点からは厳しくても、事実的な因果関係自体は否定できないのではないかという指摘があり、吉村委員からも、不眠症や感音難聴に関して知見をいただくなどして、限定的ではあっても、健康被害が生じることはあり得るという結論に至りました。なお、この事件の期日は、出張による現地期日の方式で行われたのですが、期日を開催した会議室で、手続進行中に、申請人が何らかの設備稼働音（かすかに金属がこすれるような音）で気分が悪くなって一時退席するというハプニングがあり、各委員が、申請人の敏感さを目の当たりにする結果となったこと

も、上記のような結論に至ったことの一因となったように思います。

そして、室外機の稼働音と申請人の健康被害との間に、限定的ではあっても事実的な因果関係を認める以上、原因裁定においては、受忍限度論など違法性の観点を持ち込んで相当因果関係を否定したりするのではなく、その結果をそのまま主文において表すのが相当だろうというのが裁定委員会の意見でした。また、その後の大阪府公害審査会における調停手続で、何らかの状況改善が図られるよう、裁定書の付言として、有効と考えられる騒音対策の例を示すことになりましたが、それも委員からの提案であったように思います。騒音対策を提示するに当たっては、もちろん、柴山委員から助言をいただきました。

4. おわりに

この事件が、その後、大阪府公害審査会の調停でどのような結末となったか、正直、明確に記憶がありませんが、確か、不調に終わったの

ではないかと思います。相手の不動産会社には弁護士がついていたので、仮に訴訟等になっても、受忍限度で負けることはないという予測があったのかもしれませんが。

ですが、私としては、公調委の責務は果たしたという思いが今でもあります。本原稿を書くに当たり、久しぶりに本件の裁定書を読みましたが、主文を見たときに、当時の議論の状況を何となく思い出し、良い仕事ができたと感じました。本件のように、受忍限度で排斥される可能性が高いことが分かっているにもかかわらず、実態を解明することで問題解決に寄与するという姿勢は、その後の私の裁判官としての考え方に大きく影響しているように思います。

【参考】

当事件については、以下の公害等調整委員会のホームページも御参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/takatsuki.html>



(参考資料)

高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（概要）

【事件の概要】

平成 23 年 6 月 16 日、大阪府高槻市の住民 2 人から、不動産会社 1 社及び賃貸住宅所有者 1 人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波によるものである、との原因裁定を求めるものでした。

【事件の経過】

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2 回の現地審問期日を開催するとともに、平成 23 年 11 月 28 日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 26 年 1 月 28 日、本件申請を一部認容しました。